

負担金の額及び徴収方法認可申請添付資料 (算定規則第28条に基づく書類)

目 次

- | | |
|--------------|--|
| 資料1 (第1号) | 適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額 |
| 資料2 (第2号) | 接続電気通信事業者等ごとの負担金の額 |
| 資料3 (第3号) | 第25条第1項又は第3項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し |
| 資料4 (第4号) | 算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法 |
| 資料5 (第5号、6号) | 負担金の徴収方法及び納付期限 |
| 資料6 (第7号) | 法第112条の規定に基づき区分して整理した前年度の支援機関に係る経理の状況 |
| 資料7 (第8号) | 支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果 |
| 資料8 | 負担金の額について |
| 資料9 | 前年度負担金の徴収見通し |

**資料 1 (第 1 号) 適格電気通信事業者ごとに算定し
た負担すべき額の合計額**

適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額については、各適格電気通信事業者に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を、負担金を納付すべき全ての接続電気通信事業者等について合計した額とする。

○東日本電信電話株式会社に係る負担すべき額の合計額

$$\begin{aligned} \text{エラー! リンクが正しくありません。} &= \sum_{t=1}^{Ft} \left[\sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) \right. \\ &\quad - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\ &\quad \left. + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn' \right] \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=13,560,815,604円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,965,653,876円]

S は、支援機関事務費の額 [=66,937,895円]

n は、最終算定月 [=平成20年12月予定]

t は、各月(平成20年1月～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{Ft}$ のうちの対応する値)

Nn は、 n 月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 $N_{1n}, N_{2n}, \dots, N_{Ft}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成20年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)

〔平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.52441362円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成19年12月予定〕

t' は、前年度の各月（平成19年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn' は、 $N_{1n'}$ 、 $N_{2n'}$ 、 \dots 、 $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成19年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.49551360円／月・番号、平成19年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.49551359円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月における東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援機関事務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

〔=15,177,941,715円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,579,243,093円〕

S' は、前年度の支援機関事務費の額〔=123,536,000円〕

○西日本電信電話株式会社に係る負担すべき額の合計額

$$= \sum_{i=1}^{Ft} \left[\sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \left\{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \right\} \cdot Nn / Mn \right]$$

$$+Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn']$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=13,560,815,604円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=5,595,161,728円]

S は、支援機関事務費の額 [=66,937,895円]

n は、最終算定月 [=平成20年12月予定]

t は、各月 (平成20年1月～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値)

Nn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成20年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)

[平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、2.47558638円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成19年12月予定]

t' は、前年度の各月 (平成19年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{F_t n'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気

通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔平成19年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.50448640円/月・番号、平成19年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.50448641円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月における西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援機関事務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Et'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=15,177,941,715円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,598,698,622円〕

S' は、前年度の支援機関事務費の額〔=123,536,000円〕

※ 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成19年12月）から変更となる場合、「平成20年1月」とあるところを変更となる月数分変更する。

**資料 2 (第 2 号) 接続電気通信事業者等ごとの負担
金の額**

接続電気通信事業者等ごとの負担金の額について

- 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの負担金の額（東日本電信電話株式会社に係るものと西日本電信電話株式会社に係るものを合計した金額）は、以下のとおりである。

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn' \\
 &\quad + \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=13,560,815,604円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,965,653,876円〕

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=5,595,161,728円〕

S は、支援機関事務費の額〔=66,937,895円〕

n は、最終算定月〔=平成20年12月予定〕

t は、各月（平成20年1月～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , …, N_{Ft} のうちに対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ Mn は、 N_{1n} , N_{2n} , …, N_{Ft} のうちに対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 20 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.52441362 円／月・番号〕

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 20 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、2.47558638 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成 19 年 12 月予定〕

t' は、前年度の各月（平成 19 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

N_{it}' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

N_{in}' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

N_n' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ N_n' は、 N_{1n}' , N_{2n}' , …, N_{Ftn}' のうちの対応する値）

M_n' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et}' は、 t' 月の番号単価〔平成 19 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.49551360 円／月・番号、平成 19 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.49551359 円／月・番号〕

P_{wt}' は、 t' 月の番号単価〔平成 19 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.50448640 円／月・番号、平成 19 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.50448641 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月における東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援機関事務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

Z_w は、前年度の最終算定月における西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援機関事務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=15,177,941,715円〕

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,579,243,093円〕

C_w' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,598,698,622円〕

S' は、前年度の支援機関事務費の額〔=123,536,000円〕

※ 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成19年12月）から変更となる場合、「平成20年1月」とあるところを変更となる月数分変更する。

**資料3（第3号） 第25条第1項又は第3項の規定
に基づき算定対象電気通信事業者
から提出された書類の写し**

第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき

算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し

算定規則第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写しは、別添のとおり。

(注) 提出期限である平成 19 年 8 月の翌月から 7 月を経過した日の前日までに新たに電気通信番号を最終利用者に付与した基準を超える算定対象電気通信事業者については、電気通信事業者からの提出があり次第、速やかに総務大臣あてに報告することとする。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月23日

(社)電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 アイテック阪神株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	4月 ～ 翌年3月
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 14 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 アットネットホーム株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成 18 年 1 月 1 日 終期：平成 18 年 12 月 31 日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 年 月 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 イツ・コミュニケーション株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	2006年4月1日 ～2007年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 30 日

(社)電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 : 株式会社ウィルコム

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額(注1)	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称(全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。)	
事業年度の始期及び終期	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日
収益額の算定根拠(注2)	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える(又は提出期限後、超えることとなった)事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21(第6条関係)の報告金額のうち営業収益(電気通信事業)の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います(内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。)

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月9日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社 S T N e t

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月30日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	4月1日～3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 27日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 NTTコミュニケーションズ(株)

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	2006年4月1日から2007年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社 NTT ドコモ九州

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日～平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月31日

(社)電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	始期：4月1日、終期：3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社NTTPC コミュニケーションズ

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：4月1日 終期：3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年 8月31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	4月1日から翌3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年 8月10日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 沖縄セルラー電話株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19年 8月 30日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 関西マルチメディアサービス株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	4月～12月末（H18年度） ※決算期変更のため、H18年度は9ヶ月となります。
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月28日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 九州通信ネットワーク株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の 関し、接続協定等を締結している 電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8月25日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ケーブルネット神戸芦屋

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成 18年 1月 1日 終期：平成 18年 12月 31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8月20日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ケーブルネット下関

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8月10日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ケーブルビジョン21

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月23日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 KDDI株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月27日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 KMN株式会社	
区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	4月1日～3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

平成19年8月16日

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）
第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

KVH 株式会社

区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額	[Redacted]
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	始期：毎年1月1日 終期：毎年12月31日
収益額の算定根拠	[Redacted]

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月29日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 (株)ケイ・オプティコム

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠	

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月31日

(社)電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社シーテック

区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期:4月 終期:3月
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 23日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ジェイコム関西

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 10 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ジェイコム関東

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 17 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ジェイコム北九州

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8月31日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ジェイコムさいたま

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年 1月 1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 10 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名株式会社ジェイコム湘南

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 18 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ジェイコム千葉

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 15 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ジェイコム東京

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成 18 年 1 月 1 日 終期：平成 18 年 12 月 31 日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年 8月31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 ジャパンケーブルネット株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	2006年4月1日から2007年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月15日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ZTV	
区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月24日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

区 分	事業者名 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> 内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	[Redacted]
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	[Redacted]

<p>事業年度の始期及び終期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始期 : 平成 18 年 4 月 1 日 ・ 終期 : 平成 19 年 3 月 31 日 <p>※ なお、平成 19 年 2 月 1 日付けでソフトバンクテレコム販売株式会社とソフトバンクテレコム株式会社は合併し、存続会社はソフトバンクテレコム販売株式会社とし、合併後の商号は「ソフトバンクテレコム株式会社」としております。</p> <p>存続会社が変わっていることから、本来の事業年度は以下の通りとなりますが、ここでは合算して記載をさせていただきます。</p> <p>ソフトバンクテレコム株式会社【合併前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 始期 : 平成 18 年 4 月 1 日 終期 : 平成 19 年 1 月 31 日 <p>ソフトバンクテレコム株式会社【合併後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 始期 : 平成 19 年 2 月 1 日 終期 : 平成 19 年 3 月 31 日
<p>収益額の算定根拠（注 2）</p>	

○算定規則第 24 条に基づき算定した収益額が 10 億円を超える（又は提出期

限後、超えることとなった)事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21(第6条関係)の報告金額のうち営業収益(電気通信事業)の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います(内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。)

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月27日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 ソフトバンクBB株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	（始）平成18年4月1日 （終）平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額

のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第 25 条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第 25 条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 21 日

社団法人 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 ソフトバンクモバイル株式会社

区 分	内 容
算定規則第 24 条により算定した 収益の額（注 1）	
算定規則第 24 条第 1 項各号に掲 げる電気通信の役務の提供に関 し、接続協定等を締結している電 気通信事業者の氏名又は名称	

事業年度の始期及び終期	・ 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日
収益額の算定根拠（注 2）	

○ 算定規則第 24 条に基づき算定した収益額が 10 億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○ 算定規則第 25 条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注 1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式 21（第 6 条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注 2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月3日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 中部テレコミュニケーション株式会社

区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日～平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8月31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 土浦ケーブルテレビ株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年 8月 日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 東北インテリジェント通信株式会社	
区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日～平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

※記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月31日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社 長野県協同電算

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	04.01～03.31
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月3日

（社）電気通信事業者協会 殿

事業者名 西日本電信電話株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した 収益の額	
算定規則第24条第1項各号に 掲げる電気通信の役務の提供に 関し、接続協定等を締結している 電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠	

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年7月31日

（社）電気通信事業者協会 殿

事業者名 東日本電信電話株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した 収益の額	
算定規則第24条第1項各号に 掲げる電気通信の役務の提供に 関し、接続協定等を締結している 電気通信事業者の氏名又は名称	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
収益額の算定根拠	

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8月10日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 福岡ケーブルネットワーク株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月3日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名フュージョン・コミュニケーションズ(株)

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月から平成19年3月
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月21日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 株式会社ぷららネットワークス

区分	内容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	平成18年4月1日～平成19年3月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成 19 年 8 月 14 日

(社) 電気通信事業者協会 支援業務室 殿

事業者名 北摂ケーブルネット株式会社

区 分	内 容
算定規則第24条により算定した収益の額（注1）	
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称（全ての事業者名を右欄又は別紙に記入願います。）。	
事業年度の始期及び終期	始期：平成18年1月1日 終期：平成18年12月31日
収益額の算定根拠（注2）	

○算定規則第24条に基づき算定した収益額が10億円を超える（又は提出期限後、超えることとなった）事業者が提出するものです。

○算定規則第25条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

注1 収益の額は、電気通信事業報告規則 様式21（第6条関係）の報告金額のうち営業収益（電気通信事業）の額と同額となります。

注2 収益額の算定根拠には、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の内訳を記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。

算定規則第25条に基づく収益額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第25条に基づく収益額について以下のとおり提出します。

平成19年8月8日

（社）電気通信事業者協会 支援業務室 殿

区 分	事業者名 株式会社メディア 内 容
算定規則第24条により算定した収益の額	[Redacted]
算定規則第24条第1項各号に掲げる電気通信の役務の提供の 関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称	[Redacted]

区 分	内 容
事業年度の始期及び終期	自 平成 17 年 9 月 1 日 至 平成 18 年 8 月 31 日
収益額の算定根拠	

**資料 4（第 4 号） 算定対象電気通信事業者の算定対
象収益の算定方法**

算定対象収益の算定方法

算定対象収益は、算定対象電通審事業所から算定規則第25条第1項又は第3項に規定により提出された収益の額に基づき、同第24条の規定に従って、次のとおり算定する。

(事業社名 五十音順)

算定対象電気通信事業者名	提出された 収益の額	事業年度の期間		算定対象 収益の額
			月数	
アイテック阪神株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
アットネットホーム株式会社		H18年1月～ H18年12月	12月	
イツ・コミュニケーション株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社ウイルコム		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社STNet		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー		H18年4月～ H19年3月	12月	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海		H18年4月～ H19年3月	12月	

算定対象電気通信事業者名	提出された 収益の額	事業年度の期間		算定対象 収益の額
			月数	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオイト		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エヌ・ティ・ティ ピーシー・コミュニケーションズ		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		H18年4月～ H19年3月	12月	
沖縄セルラー電話株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
関西マルチメディアサービス株式会社		H18年4月～ H18年12月	9月	
九州通信ネットワーク株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社ケーブルネット神戸芦屋		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ケーブルネット下関		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ケーブルビジョン21		H18年1月～ H18年12月	12月	
KDDI株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
KMN株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
KVH株式会社		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ケイ・オプティコム		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社シーテック		H18年4月～ H19年3月	12月	

算定対象電気通信事業者名	提出された 収益の額	事業年度の期間		算定対象 収益の額
			月数	
株式会社ジェイコム関西		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ジェイコム関東		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ジェイコム北九州		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ジェイコムさいたま		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ジェイコム湘南		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ジェイコム千葉		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社ジェイコム東京		H18年1月～ H18年12月	12月	
ジャパンケーブルネット株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社ZTV		H18年4月～ H19年3月	12月	
ソフトバンクテレコム株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
ソフトバンクBB株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
ソフトバンクモバイル株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
中部テレコミュニケーション株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
土浦ケーブルテレビ株式会社		H18年1月～ H18年12月	12月	
東北インテリジエント通信株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社長野県協同電算		H18年4月～ H19年3月	12月	
西日本電信電話株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	

算定対象電気通信事業者名	提出された 収益の額	事業年度の期間		算定対象 収益の額
			月数	
東日本電信電話株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
福岡ケーブルネットワーク株式会社		H18年1月～ H18年12月	12月	
フュージョン・コミュニケーション株式会社		H18年4月～ H19年3月	12月	
株式会社ぷららネットワークス		H18年4月～ H19年3月	12月	
北摂ケーブルネット株式会社		H18年1月～ H18年12月	12月	
株式会社メディア		H17年9月～ H18年8月	12月	

(注) 提出期限である平成19年8月の翌月から7月を経過した日の前日までに新たに
電気通信番号を最終利用者に付与した基準を超える算定対象電気通信事業については、
電気通信事業者からの提出があり次第、速やかに総務大臣あてに報告することとする。

**資料5（第5号、6号） 負担金の徴収方法及び納付
期限**

負担金の徴収方法及び納付期限

(1) 負担金の納付手段

負担金の納付は銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各月の負担金の額
- ② 納付期限
- ③ 納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の負担金額の通知の日の属する月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援機関事務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

資料6（第7号） 法第112条の規定に基づき区分
して整理した前年度の支援機関に係
る経理の状況

法第 112 条の規定に基づき区分して整理した

前年度の支援業務に係る経理の状況

別紙 収支計算書のとおり

収支計算書

(基礎的電気通信役務支援機関業務特別会計)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 負担金収入	0	0	0	
(2) 雑収入	0	15,926	△ 15,926	
事業活動収入計	0	15,926	△ 15,926	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	116,250,000	105,484,468	10,765,532	
交付金支出	0	0	0	
給料手当支出	13,500,000	10,731,516	2,768,484	
福利厚生費支出	1,158,000	703,927	454,073	
会議費支出	172,000	285,276	△ 113,276	
旅費交通費支出	240,000	201,820	38,180	
通信運搬費支出	800,000	525,424	274,576	
備品費支出	400,000	1,845,100	△ 1,445,100	
消耗品費支出	150,000	586,153	△ 436,153	
印刷製本費支出	147,000	82,475	64,525	
賃借公益費支出	370,000	337,680	32,320	
図書費支出	100,000	22,335	77,665	
諸謝金支出	515,000	1,228,331	△ 713,331	
支払利息支出	1,270,000	530,110	739,890	
周知広報費支出	97,228,000	88,378,211	8,849,789	
雑支出	200,000	26,110	173,890	
(2) 管理費支出	6,825,000	6,861,853	△ 36,853	
役員報酬支出	750,000	770,250	△ 20,250	
給料手当支出	2,824,000	2,918,207	△ 94,207	
福利厚生費支出	442,000	444,904	△ 2,904	

旅費交通費支出	88,000	83,301	4,699
光熱水料費支出	258,000	191,444	66,556
賃借公益費支出	2,433,000	2,407,947	25,053
租税公課支出	30,000	45,800	△ 15,800
事業活動支出計	123,075,000	112,346,321	10,728,679
事業活動収支差額	△ 123,075,000	△ 112,330,395	△ 10,744,605
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出			
什器備品取得支出	0	3,181,500	△ 3,181,500
(2) 特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	461,000	461,000	0
投資活動支出計	461,000	3,642,500	△ 3,181,500
投資活動収支差額	△ 461,000	△ 3,642,500	3,181,500
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
(1) 借入金収入	123,536,000	123,536,000	0
財務活動収入計	123,536,000	123,536,000	0
2. 財務活動支出			
(1) 借入金返済支出	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	123,536,000	123,536,000	0
IV 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	0	7,563,105	△ 7,563,105
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	7,563,105	△ 7,563,105

(注) 借入金限度額：ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）支援機関の業務を円滑に遂行するため、平成17年度末決算における純資産の額を限度として、必要最小限の一時借入を行うことができる。

**資料 7（第 8 号） 支援業務に係る費用の算定方法及
びその算定結果**

支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

1. 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンタ委託等の支援業務に係る費用から、前期の繰越収支差額を減額して算出。

2. 算定結果

具体的な支援業務に係る費用額は、次のとおり。

区 分		金 額
(ア) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	25,401,000 円
	(b) 物件費等	12,390,000 円
	(c) 小計	37,791,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	24,520,000 円
	(b) コールセンタ委託費	12,190,000 円
	(c) 小計	36,710,000 円
(ウ) 合計		74,501,000 円

区 分	金 額
(ア) 当年度費用額	74,501,000 円
(イ) 前期繰越収支差額	7,563,105 円
(ウ) 差額 [= (ア) - (イ)]	66,937,895 円

3. 支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額の算定

・ N T T 東日本に係る支援業務費用の額

	金 額
(ア) 支援業務に係る費用の額	66,937,895 円
(イ) N T T 東日本の補てん対象額	7,965,653,876 円
(ウ) 補てん対象額の合計	13,560,815,604 円
(エ) N T T 東日本に係る支援業務費用の額 〔=(ア) × ((イ) ÷ (ウ))〕	39,319,472 円

・ N T T 西日本に係る支援業務費用の額

	金 額
(ア) 支援業務に係る費用の額	66,937,895 円
(イ) N T T 西日本の補てん対象額	5,595,161,728 円
(ウ) 補てん対象額の合計	13,560,815,604 円
(エ) N T T 西日本に係る支援業務費用の額 〔=(ア) × ((イ) ÷ (ウ))〕	27,618,423 円

・ 支援業務費用の端数処理について

上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合、額が最大となっているもので調整する。

資料8 負担金の額について

負担金の額について

各接続電気通信事業者等の負担金の額については、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という）第 27 条に基づき、以下のとおり算定するものとする。

(1) 算定規則第 27 条第 1 項に基づく算定

○ 各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに算定する。

○ 以下の(ア)及び(イ)の要件を充足する接続電気通信事業者ごとに算定する。

(ア) 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超える事業者

(イ) 平成 19 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第 11 に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

○ 各接続電気通信事業者等の負担金の額

平成 18 年総務省告示第 429 号に定める方法に従って算定する適格電気通信事業者ごとの番号単価（添付資料 2 参照）に、第 27 条第 4 項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じる等して得た額とする。

・ 各適格電気通信事業者に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額 = ① + ② + ③

① 当該接続電気通信事業者等の平成 20 年 1 月末～最終算定月の前月の月末の算定対象電気通信番号で算定する負担金の額

= 適格電気通信事業者ごとの番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の各月末（平成 20 年 1 月末～最終算定月の前月の月末）の算定対象電気通信番号の数の合計額

※平成 20 年 7 月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して、半年に 1 回見直しを行う予定。

② 当該接続電気通信事業者等の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号で算定する負担金の額

= (各適格電気通信事業者の補てん対象額
 + 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額
 - 接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の前月までの累計額
 - 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の前月までの累計額)
 × 当該接続電気通信事業者等の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数
 ÷ 最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

③ 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额のうち前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号で算定する負担金の額

= 各適格電気通信事業者の前年度の番号単価に当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額

- (当該適格電気通信事業者の前年度の補てん対象額
 + 前年度の支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額
 - 当該適格電気通信事業者の前年度の番号単価に前年度の最終算定月の前月の月末までの接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数を乗じて得た額の合計額
 - 当該適格電気通信事業者の前年度の番号単価に当該適格電気通信事業者の前年度の最終算定月の前月の月末までの算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額)

× 当該接続電気通信事業者の前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

- ・ 最終算定月は、平成 20 年 12 月を予定する。
- ・ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
 また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合、額が最大となっているもので調整する。

- ・前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成19年12月）から変更となる場合、「平成20年1月末」とあるところを変更となる月数分変更する。

(2)算定規則第27条第6項に基づく算定

各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く）における次の負担金の割合が電気通信事業法施行令に定める限度割合（3%）を超える場合には、当該接続電気通信事業者等の負担金の額は、以下に掲げる額とする。

なお、負担金の額は、負担金の徴収方法（添付資料5）に規定するとおり、毎月徴収されることから、負担金の割合の算定は、各月の負担金の額の算定の度に行う。

○負担金の割合

- ・各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く）について

$$\frac{\text{負担金の総額}}{\text{算定対象収益の額}}$$

○負担金の額

- ・当該接続電気通信事業者等に係る別表1に定める負担金の限度額とする。
- ・各月の負担金の額の算定において、各接続電気通信事業者等の負担金の額の当月までの累計額が別表1に定める負担金の限度額を超える場合の当該接続電気通信事業者等の当月の負担金の額は、別表1に定める限度額から負担金の額の前月までの累計額を減じた額とする。

当該負担金の額のうち各適格電気通信事業者に係る額は、算定規則第27条第1項及び第2項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分するものとする。

- ・上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入する。
 また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合、額が最大となっているもので調整する。

(3)算定規則第27条第7項に基づく算定

各適格電気通信事業者における次の負担金等の割合が電気通信事業法施行令に定める限度割合（3%）を超える場合には、当該適格電気通信事業者における負担金の額及び当該適格電気通信事業者の算定自己負担額は、以下に掲げる額とする。

なお、負担金の額は、負担金の徴収方法（添付資料5）に規定するとおり、毎月徴収されることから、負担金等の割合の算定は、各月の負担金の額の算定の度に行う。

○負担金等の割合

- ・ 各適格電気通信事業者について

$$\frac{\text{負担金の額と算定自己負担額の合計額}}{\text{算定対象収益の額}}$$

○負担金の額及び算定自己負担額

- ・ 当該適格電気通信事業者に係る別表2に定める負担金等の限度額とする。
- ・ 各月の負担金の算定において、各適格電気通信事業者の負担金の額及び算定自己負担額の当月までの累計額が別表2に定める負担金等の限度額を超える場合の当該適格電気通信事業者の当月の負担金の額は、別表2に定める限度額から負担金の額及び算定自己負担額の前月までの累計額を減じた額を、算定規則第27条第1項及び第2項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち、当該適格電気通信事業者以外に係る額とする。
- ・ 上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合、額が最大となっているもので調整する。

(別表1)

各接続電気通信事業者等の限度割合を超える場合の負担金の限度額

(事業者名 五十音順)

接続電気通信事業者名	算定対象収益	限度割合	負担金の限度額
アイテック阪神株式会社		3%	
アットネットホーム株式会社		3%	
イツ・コミュニケーション株式会社		3%	
株式会社ウィルコム		3%	
株式会社STNet		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー		3%	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト		3%	
株式会社エヌ・ティ・ティ ピーシー・コミュニケーションズ		3%	
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		3%	
沖縄セルラー電話株式会社		3%	
関西マルチメディアサービス株式会社		3%	
九州通信ネットワーク株式会社		3%	
株式会社ケーブルネット神戸芦屋		3%	
株式会社ケーブルネット下関		3%	
株式会社ケーブルビジョン 21		3%	
KDDI株式会社		3%	
KMN株式会社		3%	
KVH株式会社		3%	
株式会社ケイ・オブ・ティコム		3%	

接続電気通信事業者名	算定対象収益	限度割合	負担金の限度額
株式会社シーテック		3%	
株式会社ジェイコム関西		3%	
株式会社ジェイコム関東		3%	
株式会社ジェイコム北九州		3%	
株式会社ジェイコムさいたま		3%	
株式会社ジェイコム湘南		3%	
株式会社ジェイコム千葉		3%	
株式会社ジェイコム東京		3%	
ジャパンケーブルネット株式会社		3%	
株式会社ZTV		3%	
ソフトバンクテレコム株式会社		3%	
ソフトバンクBB株式会社		3%	
ソフトバンクモバイル株式会社		3%	
中部テレコミュニケーション株式会社		3%	
土浦ケーブルテレビ株式会社		3%	
東北インテリジェント通信株式会社		3%	
株式会社長野県協同電算		3%	
西日本電信電話株式会社		3%	
東日本電信電話株式会社		3%	
福岡ケーブルネットワーク株式会社		3%	
フュージョン・コミュニケーション株式会社		3%	
株式会社ぷららネットワークス		3%	
北摂ケーブルネット株式会社		3%	
株式会社メディア		3%	

(注) 提出期限である平成19年8月の翌月から7月を経過した日の前日までに新たに電気通信番号を最終利用者に付与した基準を超える算定対象電気通信事業については、電気通信事業者からの提出があり次第、すみやかに総務大臣あてに報告することとする。

(別表2)

各適格電気通信事業者の限度割合を超える場合の負担金の限度額

(事業社名 五十音順)

適格電気通信事業者名	算定対象収益	限度割合	負担金の限度額
西日本電信電話株式会社		3%	
東日本電信電話株式会社		3%	

(注) 負担金等は、負担金の額及び算定自己負担額の合計をいう。

資料 9 前年度負担金の徴収見込みと前年度最終
算定月における修正番号単価の適用につい
て

前年度負担金の徴収見込みと前年度最終算定月における 修正番号単価の適用について

平成19年6月現在の算定対象電気通信番号の数の増減の状況を踏まえると、前年度の修正番号単価（NTT東日本：3,495,513,59円、NTT西日本：3,504,486,41円）を最終算定月である平成19年12月に適用する場合、平成19年1月～12月の各適格電気通信事業者の番号単価に算定対象電気通信番号の総数を乗じて得た額は、NTT東日本で7,694,173,044円、NTT西日本で7,713,923,597円となり、前年度の補てん対象額と当該適格電気通信事業者に係る支援機関事務費の合計（NTT東日本：7,640,931,917円、NTT西日本：7,660,545,798円）を控除してもそれぞれ残余额が生じる見込みである。

したがって、各適格電気通信事業者における前年度の最終算定月の負担金の徴収については、前年度の修正番号単価を適用することとし、当該適格電気通信事業者の番号単価に算定対象電気通信番号の総数を乗じて得た額から前年度の補てん対象額と当該適格電気通信事業者に係る支援機関事務費の合計を控除しても残る額については、当該適格電気通信事業者に係る当年度の負担金に充てる。

- ・ N T T 東日本への交付金の交付に係る負担金徴収の状況

	負担金の徴収実績					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①算定対象電気通信 番号の総数(番号)	181,218,507	181,690,465	182,177,900	182,474,706	182,788,617	183,207,518
②番号単価(円)	3.49551360	3.49551360	3.49551360	3.49551360	3.49551360	3.49551360
③負担金徴収額(円) (算定自己負担額含む) [=①×②]	633,451,757	635,101,491	636,805,325	637,842,819	638,940,097	640,404,373
④補てん対象額及び 支援機関事務費の 合計(円)	633,451,757	635,101,491	636,805,325	637,842,819	638,940,097	640,404,373

負担金の徴収見込み						合計
7月	8月	9月	10月	11月	12月	
183,605,320	184,003,122	184,400,924	184,798,726	185,196,528	185,594,330	2,201,156,663
3.49551359	3.49551359	3.49551359	3.49551359	3.49551359	3.49551359	—
641,794,891	643,185,414	644,575,936	645,966,458	647,356,980	648,747,503	7,694,173,044
641,794,891	643,185,414	644,575,936	645,966,458	647,356,980	595,506,376	7,640,931,917



⑤前年度残余额(円) [=③-④]	53,241,127
-------------------	------------

修正番号単価を12月に適用する場合、番号単価に算定対象電気通信番号の総数を乗じて得た額を補てん対象額及び支援機関事務費の合計を控除しても53,241,127円残る。

- ・ N T T 西日本への交付金の交付に係る負担金徴収の状況

	負担金の徴収実績					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①算定対象電気通信 番号の総数(番号)	181,218,507	181,690,465	182,177,900	182,474,706	182,788,617	183,207,518
②番号単価(円)	3.50448640	3.50448640	3.50448640	3.50448640	3.50448640	3.50448640
③負担金徴収額(円) (算定自己負担額含む) [=①×②]	635,077,792	636,731,764	638,439,975	639,480,123	640,580,222	642,048,253
④補てん対象額及び 支援機関事務費の 合計(円)	635,077,792	636,731,764	638,439,975	639,480,123	640,580,222	642,048,253

負担金の徴収見込み						合計
7月	8月	9月	10月	11月	12月	
183,605,320	184,003,122	184,400,924	184,798,726	185,196,528	185,594,330	2,201,156,663
3.50448641	3.50448641	3.50448641	3.50448641	3.50448641	3.50448641	—
643,442,349	644,836,440	646,230,532	647,624,624	649,018,716	650,412,807	7,713,923,597
643,442,349	644,836,440	646,230,532	647,624,624	649,018,716	597,035,008	7,660,545,798



⑤前年度残余额(円) [=③-④]	53,377,799
-------------------	------------

修正番号単価を12月に適用する場合、番号単価に算定対象電気通信番号の総数を乗じて得た額を補てん対象額及び支援機関事務費の合計を控除しても53,377,799円残る。

(注) 平成19年7月以降の算定対象電気通信番号の数は、平成19年1月から6月までの月平均増加数(397,802番号)を見込んでいる。